

れるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかるわらず、その時に成立する。

(設立の登記)
第十一条 会社は、商法第八十八条第一項の規定にかかるわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府等への無償譲渡)
第十二条 営団が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府及び當団に出資している地方公共団体に、當団への出資の金額の當団の出資の総額に対する割合に応じて、無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)

第十二条 商法第八十六条、第八十八条第二項及び第八十九条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(當団の解散)
第十三条 営団は、会社の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。

2 営団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び国土交通省令をもつて定める事項を記載した事業報告書については、帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)第十四条ノ三及び第三十二条ノ二第二項監事の意見書に係る部分に限る。)に係る部分を除き、なお従前の例による。この場合において、同条第一項「管理委員会ノ議決ヲ経タルトキハ当該議決後十五日以内ニ」とあるのは、「解散ノ日カラ起算シテ三ヶ月ヲ経過スル日迄ニ」とする。

3 第一項の規定により當団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(権利義務の承継に伴う経過措置)
第十四条 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る交通債券は、第三条の規定の適用については、社債とみなす。

2 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る借入金が財政融資金による貸付けに係るものである場合における当該借入金についての財政融資金法(昭和二十六年法律第百号)第十条第一項の規定の適用については、会社を同項第八号に規定する法人とみなす。

3 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る交通債券が日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する

簡易生命保険資金による引受け、応募又は買入に係るものである場合における当該交通債券についての同法第四十一条及び第四十五条第一項の規定の適用については、会社を同法第四十一条第四号ニに規定する法人とみなす。

(商号についての経過措置)
第十五条 第二条の規定は、この法律の施行の際に現にその商号中に東京地下鉄株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)
第十六条 会社の成立の日の属する事業年度の開始前に「あるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(事業計画についての経過措置)
第十七条 附則第三条から前条までに規定するものほか、会社の設立及び當団の解散に関する重要な事項は、政令で定める。

(帝都高速度交通営団法の廃止)
第十八条 帝都高速度交通営団法は、廃止する。
(帝都高速度交通営団法の廃止)

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の帝都高速度交通営団法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

3 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の帝都高速度交通営団法第四十条第二項の申請がなされた場合における国土交通大臣の裁定については、なお従前の例による。
4 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の帝都高速度交通営団法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の帝都高速度交通営団法の規定によりした処分、手續その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

3 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の帝都高速度交通営団法の規定によりした処分、手續その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

4 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の帝都高速度交通営団法の規定によりした処分、手續その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

附 則 (平成二六年七月二六日法律第八号)抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 この法律は、刑法一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 この法律は、刑法一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (施行期日)
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄
この法律は、刑法一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 この法律は、刑法一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 この法律は、刑法一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

3 この法律は、刑法一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

4 この法律は、刑法一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項)を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十二条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条の規定、公布の日